

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年9月24日(2021.9.24)

【公表番号】特表2020-531462(P2020-531462A)

【公表日】令和2年11月5日(2020.11.5)

【年通号数】公開・登録公報2020-045

【出願番号】特願2020-508983(P2020-508983)

【国際特許分類】

A 61 K 36/54 (2006.01)  
A 61 K 36/185 (2006.01)  
A 61 K 36/61 (2006.01)  
A 61 K 36/889 (2006.01)  
A 61 K 36/28 (2006.01)  
A 61 K 36/899 (2006.01)  
A 61 K 36/55 (2006.01)  
A 61 K 36/31 (2006.01)  
A 61 K 36/47 (2006.01)  
A 61 K 36/48 (2006.01)  
A 61 K 36/23 (2006.01)  
A 61 K 36/53 (2006.01)  
A 61 K 36/534 (2006.01)  
A 61 K 36/752 (2006.01)  
A 61 K 36/235 (2006.01)  
A 61 K 36/258 (2006.01)  
A 61 K 36/725 (2006.01)  
A 61 K 31/7048 (2006.01)  
A 61 K 31/56 (2006.01)  
A 61 K 31/045 (2006.01)  
A 61 K 47/38 (2006.01)  
A 61 K 47/32 (2006.01)  
A 61 K 47/10 (2006.01)  
A 61 K 47/36 (2006.01)  
A 61 K 47/26 (2006.01)  
A 61 K 9/08 (2006.01)  
A 61 K 9/107 (2006.01)  
A 61 K 47/44 (2017.01)  
A 61 K 47/14 (2006.01)  
A 61 P 27/02 (2006.01)

【F I】

A 61 K 36/54  
A 61 K 36/185  
A 61 K 36/61  
A 61 K 36/889  
A 61 K 36/28  
A 61 K 36/899  
A 61 K 36/55  
A 61 K 36/31  
A 61 K 36/47  
A 61 K 36/48

A 6 1 K 36/23  
A 6 1 K 36/53  
A 6 1 K 36/534  
A 6 1 K 36/752  
A 6 1 K 36/235  
A 6 1 K 36/258  
A 6 1 K 36/725  
A 6 1 K 31/7048  
A 6 1 K 31/56  
A 6 1 K 31/045  
A 6 1 K 47/38  
A 6 1 K 47/32  
A 6 1 K 47/10  
A 6 1 K 47/36  
A 6 1 K 47/26  
A 6 1 K 9/08  
A 6 1 K 9/107  
A 6 1 K 47/44  
A 6 1 K 47/14  
A 6 1 P 27/02

【手続補正書】

【提出日】令和3年8月16日(2021.8.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヒトの眼又は皮膚の表面を処置するための組成物において、  
水と、

アボカド油を0.05%～0.5%にて含有し、さらにホホバ油、ティーツリー油、ココナツ油、オレウロペイン、綿実油、ヒマワリ油、トウモロコシ油、アマニ油、菜種油、ティーツリー油、アルガン油、ヒマシ油、ダイズ油、オリーブ油、キャラウェイ油、ローズマリー油、ペパーミント油、ヒマワリ油、ユーカリ油、ベルガモット油、フェンネル油、ゴマ油、メントール油、ヤクヨウニンジン油、ナツメ油、オクラ油、これらの誘導体、及び任意の2種以上の混合物のうちの少なくとも1つからなる群から選択される油を含有する疎水性構成要素であって、ドライアイ症候群の愁訴があるヒトの眼に入れられたときに、ドライアイ症候群を有利に処置するために有効な量で存在する疎水性構成要素とを含有する、組成物。

【請求項2】

等張剤、粘度増強剤、及び界面活性剤をさらに含有する、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記等張剤は、アルカリ金属の塩化物、ヒアルロン酸塩、アクリル酸塩、及びグリセリンからなる群から選択される、請求項2に記載の組成物。

【請求項4】

前記粘度増強剤は、メチルセルロース、ヒドロキシプロピルメチルセルロース、ヒドロキシエチルセルロース、カルボポール(登録商標)カルボマー、Pemulen(登録商標)カルボマー、Novelon(登録商標)カルボマー、ポリビニルアルコール、ポリエ

チレングリコール、ポリオキシエチレンポリオキシプロピレングリコール、ヒアルロン酸のアルカリ金属塩、及びポリビニルピロリドンからなる群から選択される、請求項2に記載の組成物。

**【請求項5】**

前記界面活性剤は、ポリオキシエチレンソルビタンエステル界面活性剤、ポリオキシル40ステアレート、及びポリオキシル40水素化ヒマシ油からなる群から選択される、請求項2に記載の組成物。

**【請求項6】**

前記等張剤の構成要素はグリセリンを含有し、前記粘度増強剤はPemulen(登録商標)カルボマー及びヒドロキシプロピルメチルセルロースを含有し、前記界面活性剤はポリオキシエチレンソルビタンエステル界面活性剤を含有する、請求項2に記載の組成物。

**【請求項7】**

殺生物剤をさらに含有する、請求項6に記載の組成物。

**【請求項8】**

前記殺生物剤は、塩化ベンズアルコニウム(BAK)、塩化ベンゼトニウム、メチルパラベン、エチルパラベン、フェニル水銀塩、過ホウ酸ナトリウム、クロロブタノール、ヘキセチジン、安定化されたオキシクロロ複合体(Purite(登録商標))、及び安定化されたチメロサールからなる群から選択される、請求項7に記載の組成物。

**【請求項9】**

グリセリン、Pemulen(登録商標)カルボマー、ヒドロキシプロピルメチルセルロース、ポリオキシエチレンソルビタンエステル界面活性剤、及び塩化ベンズアルコニウムを含有する、請求項1に記載の組成物。

**【請求項10】**

0.05%~0.1%のアボカド油と、1%のグリセリンと、Pemulen(登録商標)カルボマーと、ヒドロキシプロピルメチルセルロースと、ポリオキシエチレンソルビタンエステル界面活性剤と、0.005%の塩化ベンズアルコニウムを含有する、請求項1に記載の組成物。

**【請求項11】**

ヒマシ油をさらに含有する、請求項10に記載の組成物。

**【請求項12】**

ヒマシ油を0.05%~0.1%にて含有する、請求項11に記載の組成物。

**【請求項13】**

1.3センチポアズ~8センチポアズの粘度を有する、請求項1に記載の組成物。

**【請求項14】**

4センチポアズ~100センチポアズの粘度を有する、請求項1に記載の組成物。

**【請求項15】**

100センチポアズを超える粘度を有する、請求項1に記載の組成物。

**【請求項16】**

ヒトの眼又は皮膚の表面を処置するための組成物において、

水と、

0.05%~0.5%のアボカド油と、0.05%~0.5%のヒマシ油とを含有する疎水性構成要素であって、ドライアイ症候群の愁訴があるヒトの眼に入れられたとき、ドライアイ症候群を有利に処置するために有効な量で存在する疎水性構成要素とを含有し

前記組成物は、a) 1.3センチポアズ~100センチポアズ、及びb) 100センチポアズを超える数値から選択される粘度を有する、組成物。

**【請求項17】**

等張剤、粘度増強剤、及び界面活性剤をさらに含有する、請求項16に記載の組成物。

**【請求項18】**

前記等張剤の構成要素はグリセリンを含有し、前記粘度増強剤はPemulen（登録商標）カルボマー及びヒドロキシプロピルメチルセルロースを含有し、前記界面活性剤はポリオキシエチレンソルビタンエステル界面活性剤を含有する、請求項17に記載の組成物。

【請求項19】

1%のグリセリンと、0.05%～0.002%のPemulen（登録商標）カルボマーと、0.2%のヒドロキシプロピルメチルセルロースと、0.05%～0.4%のポリオキシエチレンソルビタンエステル界面活性剤と、0.005%の塩化ベンズアルコニウムを含有する、請求項18に記載の組成物。

【請求項20】

前記疎水性構成要素は0.05重量%～0.5重量%の範囲にて存在する、請求項16に記載の組成物。

【請求項21】

スキンケア用組成物において、  
水と、  
0.05%～0.5%のアボカド油と、0.05%～0.5%のヒマシ油とを含有する  
疎水性構成要素とを含有し、

前記スキンケア用組成物は、ドライアイ症候群の愁訴があるヒトの眼に入れられたときに、ドライアイ症候群を有利に処置するために有効な量で存在する疎水性構成要素を含有し、

前記組成物は、a)4センチポアズ～100センチポアズ、及びb)100センチポアズを超える数値から選択される粘度を有する、スキンケア用組成物。

【請求項22】

等張剤、粘度増強剤、及び界面活性剤をさらに含有する、請求項21に記載のスキンケア用組成物。

【請求項23】

前記等張剤の構成要素はグリセリンを含有し、前記粘度増強剤はPemulen（登録商標）カルボマーを含有し、前記界面活性剤はポリオキシエチレンソルビタンエステル界面活性剤を含有する、請求項22に記載のスキンケア用組成物。

【請求項24】

エマルジョンからなる、請求項21に記載のスキンケア用組成物。

【請求項25】

ドライアイの治療のための薬剤として有効であるように眼瞼の処置のために調剤されている、請求項21に記載のスキンケア用組成物。

【請求項26】

化粧用調剤において、  
水と、  
0.05重量%～0.5重量%のアボカド油と、0.05重量%～0.5重量%のヒマシ油とを含有する疎水性構成要素とを含有し、

前記疎水性構成要素は、ドライアイ症候群の愁訴があるヒトの眼に入れられたときに、ドライアイ症候群を有利に処置するために有効な量で存在する疎水性構成要素を含有し、

前記化粧用調剤は、a)1.3センチポアズ～100センチポアズ、及びb)100センチポアズを超える数値範囲から選択される粘度を有する、化粧用調剤。

【請求項27】

前記化粧用調剤は、アイライナー、アイシャドー、名キャップのファンデーションの組成物、及びマスカラからなる群から選択される化粧品として有効である、請求項26に記載の化粧用調剤。

【請求項28】

ドライアイの愁訴があるヒトのドライアイ症候群を治療するための医薬品の製造に用いる、請求項1～20のいずれかに記載の組成物の使用方法。

**【請求項 29】**

人工涙液組成物の製造に用いる、請求項1～20のいずれかに記載の組成物の使用方法。

**【請求項 30】**

皮膚処置のための組成物の製造に用いる、請求項1～25のいずれかに記載の組成物の使用方法。

**【請求項 31】**

眼瞼処置のための組成物の製造に用いる、請求項1～25のいずれかに記載の組成物の使用方法。

**【請求項 32】**

化粧品組成物の製造に用いる、請求項1～27のいずれかに記載の組成物の使用方法。